

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

# 愛媛県報

発 行 **愛 媛 県** 

第1661号

印 刷 岡田印刷株式会社

## 平成17年 5 月24日火曜日 第1661号

# ◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県南町駐車場賃貸料収納事務の委託	57
鳥獣保護区の指定案の縦覧	57
特別保護地区の指定案の縦覧(2件)	57
指定医療機関の業務の廃止の届出	578
地籍調査の成果の認証	578
土地改良区役員の就任の届出(3件)	579
土地改良区役員の就退任の届出 (26件)	579
土地改良区役員の退任の届出	58
土地改良区連合役員の就任の届出	588
保安林の指定	588
道路の区域変更(県道今治丹原線)	589
道路の供用開始( " )	58
過疎地域活性化特別措置法による工事の完了	58
愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更	590
公営企業告示	
落札者等の告示	590
病院の業務に係る公金の収納の事務の委託	590
正誤	
平成17年4月1日付け第1646号愛媛県告示第764号(特約業	
<b>老のお字の取消し、中</b>	EO

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

#### 告 示

# ○愛媛県告示第1099号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158 条第 1 項 の規定により、愛媛県南町駐車場賃貸料の収納事務を平成17 年 4 月 1 日株式会社エー・エム・エスに委託した。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# ○愛媛県告示第1100号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律 第88号。以下「法」という。)第28条第1項の規定により指 定しようとする鳥獣保護区は、次のとおりである。

なお、法第28条第4項に規定する事項は、愛媛県県民環境 部環境局自然保護課及び今治地方局産業経済部森林林業課に おいて告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆 の縦覧に供する。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定しようとする鳥獣保護区
  - (1) 名称

宝股山鳥獣保護区

#### (2) 区域

今治市伯方町叶浦の市道富計の池線と市道寺山線との 交点を起点とし、ここから同市道を北東に進み、市道北 浦叶浦線との交点を経て、更に市道寺山線を北東に進み 、これに続く市道西側線をほぼ北西に進み、大日霊女教 本部に至る。ここから稜線をほぼ北東に進み、大日霊女 教奥之院を経て、更に同稜線を北東ないし北西に進み、 深山川に通じる谷に至り、ここから同谷及びこれに続く 同川右岸を下流に進み、市道大池ドンデ線との交点に至 る。ここから同市道をほぼ南に進み、ドンデ池えん堤西 端に至り、ここから同えん堤及びその延長線を南東に進 み、林道ドンデ線に出て、宝股山山頂(304.0メートル )に至る稜線を南に進み、市道宝股山線に至る。ここか ら同市道をほぼ南東に進み、市道国道北浦越線との交点 に至り、ここから同市道を南に進み、市道国道堀田奥線 との交点に至り、ここから同市道をほぼ西に進み、市道 叶浦越線との交点に至り、ここから同市道を西に進み、 市道富計の池線との交点に至り、ここから同市道をほぼ 西に進み、起点に至る線に囲まれた区域

## (3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

#### (4) 保護に関する指針の案

当該地域は、広葉樹と針葉樹が混在する林相の変化に 富む地域であり、多様な鳥獣が生息していることから、 鳥獣保護区に指定し、当地域に生息する鳥獣の保護を図 る。また、定期的に巡視を実施し、静穏な環境の保持を 図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことの ないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環 境教育の場として活用を図る。

# 2 意見書の提出等

# (1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に 当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案についての意見 書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課 愛媛県今治地方局産業経済部森林林業課

#### ○愛媛県告示第1101号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律 第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指 定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

- 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111 - 1111

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に 規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び今 治地方局産業経済部森林林業課において告示の日から起算し て14日を経過する日までの間公衆の縦覧に供する。 平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定しようとする特別保護地区
  - (1) 名称

玉川ダム鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

今治市玉川町竜岡下の愛媛県玉川ダム管理事務所を起点とし、ここから玉川ダムえん堤を南東に進み、市道中通大下1号線に出て、同市道をほぼ南に進み、市道中通大下線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、赤末橋を経て、国道317号に出る。ここから同国道を北東に進み、天神橋を経て、更に同国道をほぼ北東ないし南東に進み、起点に至る線に囲まれた区域のうち、玉川ダム貯水池の常時満水位の貯水線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

玉川ダム鳥獣保護区のうち、集団で渡来する水鳥等が利用する水面を特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥類の生息環境を保全する。また、定期的に巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意するとともに、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る

#### 2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に 当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案についての意見 書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課 愛媛県今治地方局産業経済部森林林業課

# ○愛媛県告示第1102号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律 第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定により指 定しようとする特別保護地区は、次のとおりである。

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. -

なお、法第29条第4項において準用する法第28条第4項に 規定する事項は、愛媛県県民環境部環境局自然保護課及び八 幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲森林林業振興班におい て告示の日から起算して14日を経過する日までの間公衆の縦 覧に供する。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 指定しようとする特別保護地区
  - (1) 名称

亀谷鳥獣保護区特別保護地区

(2) 区域

喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界にある日浦嶺三角点(9009メートル)を起点とし、ここから稜線をほぼ北東ないし南東に進み、馬之地山を経て、更に

同稜線を東に進み、今生坂峠で通称小田街道に出て、同街道を南に 280 メートル進む。ここから作業道日浦峰鼻高線の終点に向かって進み、同三角点に至る稜線との交点に至り、ここから同稜線を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成17年11月1日から平成27年10月31日まで

(4) 保護に関する指針の案

亀谷鳥獣保護区のうち、上浮穴郡久万高原町と喜多郡内子町との境界周辺の特に良好な鳥獣の生息環境となっている地域について、特別保護地区に指定し、当地域に生息する鳥獣の生息環境を保全する。また、定期的な巡視を実施し、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

#### 2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事に 当該鳥獣保護区の保護に関する指針の案についての意見 書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

愛媛県県民環境部環境局自然保護課

愛媛県八幡浜地方局産業経済部森林林業課大洲森林林 業振興班

## ○愛媛県告示第1103号

身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)第 13条の6第2号の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の 業務を廃止した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名称	廃止年月日
医療法人社団清水泌尿器科外科	平成17年3月5日
そうごう薬局伊予三島店	平成17年 4 月30日

# ○愛媛県告示第1104号

次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調査期間	成果の名称
	土居町小富	平成14年度から	四国中央市の
	士(5)	平成16年度まで	地籍図及び地籍簿

# 2 認証年月日

平成17年 5 月24日

# ○愛媛県告示第1105号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、道後平野土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	高須賀	敦 當	東温市南方1319番地	

# ○愛媛県告示第1106号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、中島土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	徳	Щ	年	春	松山市長師1009番地	
"	畄	島	重	吉	松山市中島大浦861番地	
"	古	野	敏	正	松山市中島大浦848番地	
"	大	濱	信	男	松山市中島大浦530番地	
"	雲	出		豊	松山市中島大浦1538番地	
"	松	村	博	信	松山市中島大浦1591番地	
"	南		和	樹	松山市小浜489番地	
"	田	原	英	記	松山市小浜895番地	
"	高	橋		紀	松山市小浜28番地	
"	±	居	尊	富	松山市小浜1411番地	
"	新	藤	修	=	松山市宮野565番地	
"	池	下	克	明	松山市宮野403番地	
"	石	原	市	郎	松山市神浦583番地	
"	太	田	正	志	松山市神浦785番地	
"	吉	畄	勝	利	松山市神浦1636番地	
"	越	智	誠之	之助	松山市吉木甲408番地	
"	Ξ	島	英	_	松山市饒甲512番地	
"	濱	田	克	輔	松山市中島粟井甲1164番地	
"	脇	坂		建	松山市宇和間1310番地	
"	石	丸	良	孝	松山市吉木甲805番地	
"	岡	田	泰	人	松山市畑里1305番地	
"	土	井	克	幸	松山市熊田甲425番地	
"	中	村	_	良	松山市元怒和甲1096番地	
"	八	木	住	夫	松山市津和地435番地	
"	山	本	喜	夫	松山市津和地722番地 2	
"	沖	本	順	史	松山市二神甲345番地	
"	武	田	英	浩	松山市上怒和甲481番地	
"	片	Щ	貞	彦	松山市睦月247番地	
"	森	本	哲	_	松山市睦月340番地	
"	田	中		治	松山市睦月346番地	
"	楠		光	美	松山市睦月264番地	
"	杉	田	治	郎	松山市睦月1175番地	
"	森	本	忠	良	松山市睦月1323番地	
"	堀	元	俊	則	松山市睦月1318番地 2	
監事	高	橋	定	行	松山市小浜1334番地	

"	岡	田	幸	雄	松山市神浦1613番地
"	木	村	茂	喜	松山市中島粟井甲444番地
"	喜	田	治王	E郎	松山市饒甲460番地
"	前	田	長	孝	松山市二神甲420番地
"	堀	内	典	明	松山市元怒和甲946番地
"	高	橋		巖	松山市津和地748番地
"	古	田	永	祥	松山市睦月261番地
"	田	村	俊	_	松山市睦月239番地
"	高	野	洋	介	松山市睦月1392番地

# ○愛媛県告示第1107号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市西長戸町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	池田	直俊	松山市西長戸町817	

#### ○愛媛県告示第1108号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	玉	井	良	昭	松山市居相二丁目1-1	
"	今	村	俊	治	松山市居相五丁目7 - 1	
"	玉刀	3井		実	松山市居相一丁目3-8	
"	玉	井	幸	子	松山市居相五丁目8-10	
"	玉	井	正	夫	松山市居相四丁目20 - 1	
"	堀	Ш		博	松山市居相四丁目19 - 30	
"	今	村	省	Ξ	松山市居相三丁目8-1	
監事	福	田	利	文	松山市居相五丁目9-15	
"	堀	Ш	満	幸	松山市居相五丁目 5 - 15	

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	玉井	良昭	松山市居相町281	
"	洲之内	貞 治	松山市居相町141 - 1	
"	今 村	旭	松山市居相町157	
"	堀川	満幸	松山市居相町166 - 2	
"	永 木	力	松山市居相町114	
"	玉井	章	松山市居相町155	
"	今 村	省 三	松山市居相町434 - 1	
監事	洲之内	慶忍	松山市居相町130 - 1	

" | 川 添 光 雄 | 松山市居相町376 - 1

# ○愛媛県告示第1109号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市和泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

	_					
役員の種類	氏		名		住	所
理事	飯	泉	孝	照	松山市和泉北三丁目13 - 32	
"	仙	波		旭	松山市和泉北四丁目5-7	
"	大	野	陽	_	松山市和泉北三丁目 3 - 13	
"	大	野	幸	良	松山市和泉北三丁目 6 - 12	
"	堀	内	健	志	松山市和泉北三丁目 5 - 10	
"	堀	内	重	機	松山市和泉南五丁目9-38	
"	上	田		巖	松山市和泉北三丁目10 - 9	
監事	堀	内	悦	夫	松山市和泉北三丁目20 - 25	
"	飯	泉	善	明	松山市和泉北三丁目13 - 32	

退任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	飯	泉	孝	照	松山市和泉北三丁目13 - 32	
"	仙	波		旭	松山市和泉594 - 1	
"	大	野	陽	_	松山市和泉北三丁目 3 - 13	
"	堀	内	悦	夫	松山市和泉北三丁目20 - 25	
"	大	野	幸	良	松山市和泉北三丁目 6 - 12	
"	堀	内	健	志	松山市和泉北三丁目 5 - 10	
"	飯	泉	善	明	松山市和泉北三丁目13 - 32	
"	堀	内	重	機	松山市和泉北三丁目14 - 19	
監事	堀	内	通	正	松山市和泉北三丁目20 - 3	
"	上	田		巖	松山市和泉北三丁目10 - 9	

# ○愛媛県告示第1110号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市馬木町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏		氏		氏 名		名	住	所
理事	野	間	清	友	松山市馬木町307 - 2				
"	矢	野	重	喜	松山市馬木町133				
"	矢	野	忠	昭	松山市馬木町100				
"	須	賀	達	志	松山市馬木町106 - 1				
"	大	内	博	久	松山市馬木町198 - 1				
監事	須	賀	浩-	一郎	松山市馬木町110				
"	須	賀	素	臣	松山市馬木町93				

退任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	野	間	清	友	松山市馬木町307 - 2	
"	矢	野	重	喜	松山市馬木町133	
"	矢	野	忠	昭	松山市馬木町100	
"	須	賀	達	志	松山市馬木町106 - 1	
"	大	内	博	久	松山市馬木町198 - 1	
監事	須	賀	浩-	一郎	松山市馬木町110	
"	須	賀	素	臣	松山市馬木町93	

# ○愛媛県告示第1111号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市久保田土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	Ш	崎	淳	_	松山市久保田町98	
"	池	内	文	典	松山市久保田町321 - 3	
"	池	内	光	芳	松山市久保田町323 - 3	
"	秀	野	隆	昭	松山市久保田町369	
"	沼	野	員	典	松山市久保田町365	
"	小	Ш	邦	弘	松山市久保田町111 - 1	
監事	高	木	秋	利	松山市久保田町335	
"	池	内	広	志	松山市久保田町340	

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	Ш	崎	淳	_	松山市久保田町98	
"	池	内	広	志	松山市久保田町340	
"	池	内	文	典	松山市久保田町321 - 3	
"	池	内	光	芳	松山市久保田町323 - 3	
"	秀	野	隆	昭	松山市久保田町369	
"	沼	野	員	典	松山市久保田町365	
監事	高	木	秋	利	松山市久保田町335	
"	嶋	屋	丈	夫	松山市久保田町341 - 2	

# ○愛媛県告示第1112号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市斎院樋川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

役員の種類	氏	名	住	所
理事	宮崎	信太朗	   松山市北斎院町160 - 2	

1	\ <u>+</u>	_1,	+-/		10.1.2.2.20m.czo
"	清	水	孝	爾	松山市高岡町670
"	松	友	和	廣	松山市生石町404
"	関	谷	文	夫	松山市南斎院1290
"	木	村		稔	松山市空港通二丁目18 - 3
"	_	色		通	松山市南斎院町1278
"	関	谷	省	Ξ	松山市南吉田町908
"	Ш	崎	俊	_	松山市南吉田町1502
"	森	Щ	邦	雄	松山市別府町458 - 9
"	烏	谷	_	雄	松山市北斎院町708 - 4
"	横	田	昭	治	松山市清住一丁目3-8
"	相	原	嘉君	导雄	松山市竹原二丁目11 - 13
監事	西	村	精	司	松山市山西町15
"	_	色	英	徳	松山市南江戸二丁目10 - 20
"	安	永	孝	夫	松山市別府町854 - 1
"	重	松	弘	明	松山市高岡町575

役員の種類	氏			名	住	所
理事	岡	田	敬	Ξ	松山市山西町685	
"	_	色	精	樹	松山市南江戸二丁目11 - 3	
"	清	水	孝	爾	松山市高岡町670	
"	重	松	弘	明	松山市高岡町575	
"	木	村		稔	松山市空港通二丁目18 - 3	
"	関	谷	数	見	松山市南斎院町1309 - 1	
"	宮	崎	信え	太朗	松山市北斎院町160 - 2	
"	Ш	崎	俊	_	松山市南吉田町1502	
"	藤	板	武	$\pm$	松山市南斎院町798	
"	烏	谷	_	雄	松山市北斎院町708 - 4	
"	烏	谷		健	松山市別府町387 - 1	
"	相	原	義	孝	松山市竹原町一丁目10 - 19	
監事	西	村	精	司	松山市山西町15	
"	関	谷	省	Ξ	松山市南吉田町908	
"	森	Щ	邦	雄	松山市別府町458 - 9	
"	松	友	和	弘	松山市生石町404	

#### ○愛媛県告示第1113号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市三町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	池	田	恒	隆	松山市三町三丁目15 - 23	
"	Ξ	好	博	臣	松山市三町三丁目13 - 28	
"	大	西	敏	明	松山市三町三丁目 6 - 15	
"	竹	村	寿	雄	松山市三町二丁目4-7	
"	日	野	哲	雄	松山市三町二丁目4-10	
"	石	丸		巽	松山市三町三丁目16 - 24	
"	首	藤		洋	松山市三町二丁目5-3	
監事	中	田	<b>#</b>	弘	松山市三町二丁目3-2	

# 退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	池	田	恒	隆	松山市三町三丁目15 - 23	
"	Ξ	好	博	臣	松山市三町三丁目13 - 28	
"	大	西	敏	明	松山市三町三丁目6-15	
"	竹	村	寿	雄	松山市三町二丁目4-7	
"	日	野	哲	雄	松山市三町二丁目4-10	
"	石	丸		巽	松山市三町三丁目16 - 24	
"	竹	村	主	計	松山市三町三丁目14 - 15	
監事	中	田	#	弘	松山市三町二丁目3-2	
"	首	藤		洋	松山市三町二丁目 5 - 3	

# ○愛媛県告示第1114号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市太山寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 就 任

役員の種類	氏	,		名	住 所
理事	小	池		了	   松山市太山寺町1874
"	渡	部	勝	廣	松山市太山寺町1740
"	岡	本	逸	朗	松山市勝岡町2546
"	岡	本	大	Ξ	松山市勝岡町2572
"	Ξ	好	義	明	松山市太山寺町2168
"	村	上	伸	=	松山市太山寺町2303 - 1
"	上	森	光	明	松山市太山寺町721 - 1
"	門	間		正	松山市太山寺町570 - 2
"	山		勝	博	松山市太山寺町2339 - 2
"	鵜	髙	司	明	松山市太山寺町1500
"	門	間	善	篤	松山市太山寺町569 - 2
"	渡	部	晴	雄	松山市太山寺町1317
監事	鵜ク	ス森	紀	元	松山市太山寺町1816
"	山	П	忠	弘	松山市太山寺町1345 - 2
"	岡	本	泰	茂	松山市勝岡町2593 - 4

# 退 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	岡	本	逸	朗	松山市勝岡町2546	
"	小	池		了	松山市太山寺町1874	
"	渡	部	勝	廣	松山市太山寺町1740	
"	畄	本	大	Ξ	松山市勝岡町2572	
"	畄	本	泰	茂	松山市勝岡町2593 - 4	
"	村	上	伸	=	松山市太山寺町2303 - 1	
"	Ξ	好	義	明	松山市太山寺町2168	
"	山	田	宣	之	松山市太山寺町1377	
"	小	池	建	夫	松山市太山寺町1478	
"	須え	と内	芳	朗	松山市太山寺町1372	

"	門(	間	茂	夫	松山市太山寺町564
"	門(	間	隆	幸	松山市太山寺町585
監事	上:	森	光	明	松山市太山寺町721 - 1
"	鵜久	森	紀	元	松山市太山寺町1816
"	鵜	髙	幸	輝	松山市太山寺町1481 - 4

#### ○愛媛県告示第1115号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市谷町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

氏		名	住	所
	_	勲	松山市谷町132	
	野	1 <del>发</del> 二	松山市谷町379 松山市谷町甲133 - 1	
		宏	松山市谷町14	
	浩	美	松山市谷町甲36 - 1	
屋	_	臣	松山市谷町306	
	昭	男	松山市谷町甲26 - 3	
	雅澄	信雄	松山市谷町330   松山市谷町474 - 1	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	今通客山門谷門門寺寺岡口崎口屋岡屋屋井井正賢 吉武浩一昭雅	今通客山門谷門門寺寺 一	会 岡 勲 松山市谷町132 松山市谷町379 松山市谷町133 - 1 山口 宏 松山市谷町14 松山市谷町38 - 2 松山市谷町38 - 2 松山市谷町451 - 1 屋 浩 美 松山市谷町136 - 1 松山市谷町306 井 昭 男 松山市谷町126 - 3 株山市谷町330

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	谷	畄		勲	松山市谷町132 - 2	
"	樋	П	正	俊	松山市谷町379	
"	宮	崎	賢	=	松山市谷町甲133 - 1	
"	寺	井	雅	信	松山市谷町330	
"	門	屋	吉	夫	松山市谷町38 - 2	
"	門	屋	康	男	松山市谷町4-2	
"	門	屋	浩	美	松山市谷町甲36 - 1	
"	門	屋	_	臣	松山市谷町306	
"	寺	井	昭	男	松山市谷町甲26 - 3	
監事	谷	畄	武	雄	松山市谷町451 - 1	
"	宮	崎	澄	雄	松山市谷町474 - 1	

# ○愛媛県告示第1116号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市富久土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	;		名	住	所
理事	戒	能	謙	介	松山市富久町455	
"	玉刀	3井		洋	松山市富久町224	
"	玉刀	3井	洋	_	松山市富久町315	
"	友	澤		昇	松山市富久町213	
"	竹	内	正	彦	松山市富久町320	
"	竹	内		修	松山市富久町303	
監事	玉	井	紀	夫	松山市富久町467	
"	友	澤	義	定	松山市富久町328	

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	戒	能	謙	介	松山市富久町455	
"	玉刀	3井		洋	松山市富久町224	
"	玉刀	3井	洋	_	松山市富久町315	
"	友	澤		昇	松山市富久町213	
"	竹	内	正	彦	松山市富久町320	
"	竹	内		修	松山市富久町303	
監事	竹	内	敏	治	松山市富久町320	
"	友	澤	義	定	松山市富久町328	

#### ○愛媛県告示第1117号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市東長戸土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	仲	田	理	男	松山市東長戸三丁目3-8	
"	門	屋	章	範	松山市東長戸三丁目10 - 32	
"	松	本	伸	=	松山市東長戸三丁目8-15	
"	門	屋	正	寛	松山市東長戸三丁目1-5	
"	安	田		傑	松山市安城寺町 1 - 11	
"	門	屋	郷	$\pm$	松山市東長戸三丁目 1 - 41	
"	安	田		稔	松山市東長戸二丁目10 - 24	
監事	浅	岡		環	松山市東長戸一丁目 2 - 17	
"	安	田	文	雄	松山市東長戸三丁目8-15	
"	安	田		淪	松山市東長戸三丁目3-7	

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	仲	田	理	男	松山市東長戸三丁目3-8	
"	門	屋	章	範	松山市東長戸三丁目10 - 32	
"	松	本	伸	=	松山市東長戸三丁目8-15	
"	門	屋	正	寛	松山市東長戸三丁目1-5	
"	安	田		豊	松山市東長戸三丁目4-27	
"	仲	田		靖	松山市東長戸三丁目7-43	
"	安	田		稔	松山市東長戸二丁目10 - 24	

監事	浅	岡		環	松山市東長戸一丁目2-17
"	安	田	文	雄	松山市東長戸三丁目8-15
	安			淪	松山市東長戸三丁目3-7

#### ○愛媛県告示第1118号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市水泥町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	重	松	敏	之	松山市水泥町1147 - 1	
"	土	居	順	市	松山市水泥町1117 - 2	
"	宮	内	孝	見	松山市水泥町1164	
"	渡	部	英	夫	松山市水泥町1197	
"	敷	村		等	松山市水泥町1059	
"	重	松	長	壽	松山市水泥町1081	
"	中	野	公	秀	松山市水泥町1034	
"	柴	田		隆	松山市水泥町887	
"	野	村	賢	_	松山市水泥町676	
"	片	Щ		滋	松山市水泥町710	
監事	±	居	正	之	松山市水泥町1181	
"	永	田	庄	=	松山市水泥町1020	

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	松	田	光	<b>太隹</b>	松山市水泥町1135	
"	相	原	成	元	松山市水泥町1146 - 2	
"	宮	内	文	雄	松山市水泥町1174	
"	土	居	正	之	松山市水泥町1181	
"	敷	村	元	良	松山市水泥町1086	
"	小	島	敏	弘	松山市水泥町1073	
"	重	松	完	治	松山市水泥町1109	
"	渡	部	ヤス	ス子	松山市水泥町1025	
"	吉	田	_	眞	松山市水泥町710	
監 事	重	松	幹	夫	松山市水泥町1087	
"	永	田	庄	=	松山市水泥町1020	

#### ○愛媛県告示第1119号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市南吉田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

- 111, - 111 - - 111, - 111 - - 111, - 111 - - 111, -

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	川崎	俊 一	松山市南吉田町1502	

1 1	i			Ì
"	関	谷 省	Ξ	松山市南吉田町908
"	藤	内	栄	松山市南吉田町1056
"	堀	岡 公	男	松山市南吉田町2801
"	ЩИ	崎	保	松山市南吉田町1121
"	高	喬	寛	松山市南吉田町1776
"	安高	高 嘉	宏	松山市南吉田町1345
"	伊豫日	田	彪	松山市南吉田町1105
"	鵜	篭	洋	松山市南吉田町910
"	堀	岡 忠	勝	松山市南吉田町913 - 1
"	乗	松正	道	松山市南吉田町1045
"	高須賀	賀宏	_	松山市南吉田町531 - 1
"	木	村 辰	夫	松山市南吉田町1796 - 3
監 事	新日	田時	宣	松山市南吉田町1098
"	花	岡 治	利	松山市南吉田町1803
"	神	野	吾	松山市南吉田町1515

退任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	Ш	﨑	俊	_	松山市南吉田町1502	
"	関	谷	省	Ξ	松山市南吉田町908	
"	藤	内		栄	松山市南吉田町1056	
"	堀	岡	公	男	松山市南吉田町2801	
"	山	崎		保	松山市南吉田町1121	
"	高	橋		寛	松山市南吉田町1776	
"	安	高	喜	宏	松山市南吉田町1345	
"	伊敦	象田		彪	松山市南吉田町1105	
"	鵜	篭		洋	松山市南吉田町910	
"	堀	畄	忠	勝	松山市南吉田町922 - 2	
"	松	畄	貞	雄	松山市南吉田町533 - 1	
"	関	谷	勝	彦	松山市南吉田町1040	
"	木	村	辰	夫	松山市南吉田町1796 - 3	
監事	新	田	時	宣	松山市南吉田町1098	
"	花	畄	治	利	松山市南吉田町1803	
"	神	野		吾	松山市南吉田町1515	

#### ○愛媛県告示第1120号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市伊台土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

役員の種類	氏	,	名		住	所
理事	玉	井	義	明	松山市下伊台町1815	
"	新	藤	宗	丸	松山市上伊台町850 - 3	
"	西	Щ	満	廣	松山市下伊台町1408	
"	神	野		健	松山市下伊台町1196	
"	谷	久	富:	上男	松山市下伊台町809 - 2	
"	築	Щ		正	松山市下伊台町433 - 2	
"	萩	野	明	雄	松山市下伊台町388	
"	山	本	公	弘	松山市下伊台町1005	

	"	松	本	英	治	松山市下伊台町1776
	"	中	Щ	忠	昭	松山市上伊台町706
	"	松	浦	景	_	松山市上伊台町912 - 4
	"	木	戸	正	明	松山市上伊台町160
	"	中	野	耕	治	松山市上伊台町142
	監 事	烏	谷	節	雄	松山市下伊台町1301 - 1
	"	山	本	唯	利	松山市上伊台町644
	"	松	本		泉	松山市下伊台町1003
- 1						

役員の種類	氏	i		名	住的	f
理事	中	Ш	孝	_	松山市下伊台町801	
"	玉	井	義	明	松山市下伊台町1815	
"	新	藤	宗	丸	松山市上伊台町850 - 3	
"	西	Щ	満	廣	松山市下伊台町1408	
"	池	内	勝	人	松山市下伊台町1552	
"	神	野		健	松山市下伊台町1196	
"	吉	田	清	美	松山市下伊台町462 - 2	
"	宮	崎	富	_	松山市下伊台町474	
"	谷	久	富=	上男	松山市下伊台町809 - 2	
"	中	Щ	忠	昭	松山市上伊台町706	
"	松	浦	景	_	松山市上伊台町912 - 4	
"	木	戸	正	明	松山市上伊台町160	
"	中	野	耕	治	松山市上伊台町142	
監事	白	石	信	夫	松山市上伊台町133	
"	重	松	_	広	松山市下伊台町1733 - 2	
"	Ξ	好		彰	松山市上伊台町457 - 1	

#### ○愛媛県告示第1121号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市勝岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

# 就 任

役員の種類	氏		名		住所	
理事	井	上	孝	夫	松山市勝岡町1102	
"	大	野	欽	=	松山市勝岡町1287	
"	岡	本	邦	久	松山市勝岡町2511	
"	大	野	信	良	松山市勝岡町1288 - 4	
"	徳	永	完	=	松山市勝岡町1114	
"	藤	井	英	戸	松山市勝岡町2666 - 2	
監事	岡	本	米	雄	松山市勝岡町2562	
"	矢	野	孝	人	松山市勝岡町2574 - 1	

# 退任

	役員(	の種類	氏			名	住	所
Ī	理	事	柳	原	計	介	松山市勝岡町2573 - 1	
		"	岡	本	米	雄	松山市勝岡町2562	
		<i>II</i>	岡	本	邦	久	松山市勝岡町2511	

畄	本	正	文	松山市勝岡町2561
大	野	信	良	松山市勝岡町1288 - 4
植	田	美惠	巨子	松山市勝岡町1096 - 3
大	野	和	生	松山市勝岡町1287 - 2
矢	野	孝	人	松山市勝岡町2574 - 1
	植大	大 野 植 田 大 野	大 野 信 植 田 美 大 野 和	大野信良植田美恵子大野和生

#### ○愛媛県告示第1122号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市畑寺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### 就 任

役員の種類	氏		名		住	所
理事	朝	Щ	春	_	松山市畑寺四丁目4-3	
"	赤	松	博	光	松山市畑寺一丁目1-1	
"	江	戸	貴	幸	松山市畑寺三丁目15 - 32	
"	朝	Щ	和	孝	松山市畑寺四丁目3-24	
"	橋	本		稔	松山市畑寺四丁目 2 - 18	
"	林		賢	=	松山市畑寺二丁目16 - 3	
"	江	戸	正	_	松山市畑寺三丁目15 - 13	
"	江	戸	通	敏	松山市畑寺二丁目8-27	
"	江	戸	幸	男	松山市畑寺三丁目17 - 25	
監事	山	本	章	_	松山市畑寺二丁目10 - 3	
"	森	本	恵	克	松山市畑寺一丁目1-6	

# 退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	朝	Щ	春	_	松山市畑寺四丁目4-3	
"	赤	松	博	光	松山市畑寺一丁目1-1	
"	江	戸	貴	幸	松山市畑寺三丁目15 - 32	
"	山	本	章	=	松山市畑寺二丁目10 - 3	
"	朝	Щ	和	孝	松山市畑寺四丁目3-24	
"	高	畄		宏	松山市畑寺二丁目 6 - 13	
"	橋	本		稔	松山市畑寺四丁目 2 - 18	
"	林		賢	=	松山市畑寺二丁目 3 - 12	
"	江	戸	正	_	松山市畑寺三丁目15 - 13	
監事	江	戸	通	敏	松山市畑寺二丁目8-27	
"	森	Ш	恵	克	松山市畑寺一丁目1-6	

# ○愛媛県告示第1123号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市平井町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

役員の種類	氏		名		住	所
理事	重	信	良	吉	松山市平井町295	
"	Ш	本	辰	男	松山市平井町535	
"	森		賢	=	松山市平井町688	
"	和	田	幸	男	松山市平井町1946 - 2	
"	日	下		寿	松山市平井町2180	
"	Ш	崎	運	徳	松山市平井町1113	
"	柴	田	保	教	松山市平井町1121	
"	石	橋	清	春	松山市平井町1595	
"	豊	田	哲	夫	松山市平井町2480	
"	豊	田		穣	松山市平井町1630	
"	野	中	俊	彦	松山市平井町3046	
"	仙	波	雄	=	松山市平井町2975	
"	Ξ	上	宗	利	松山市平井町3007	
"	滝	野	久	夫	松山市平井町1411 - 2	
監事	重	信	正	和	松山市平井町354	
"	Ξ	上	洋	Ξ	松山市平井町839	

役員の種類	氏			名	住	所
理事	重	信	良	吉	松山市平井町295	
"	竹	田	忠	則	松山市平井町580 - 2	
"	Ш	本	辰	男	松山市平井町535	
"	Ξ	上	孝	重	松山市平井町1982	
"	日	下		寿	松山市平井町2180	
"	Ш	崎	運	徳	松山市平井町1113	
"	柴	田	保	教	松山市平井町1121	
"	石	橋	清	春	松山市平井町1595	
"	豊	田	哲	夫	松山市平井町2480	
"	豊	田		穣	松山市平井町1630	
"	野	中	俊	彦	松山市平井町3046	
"	竹	本		薫	松山市平井町2695 - 1	
"	Ξ	上	宗	利	松山市平井町3007	
"	滝	野	久	夫	松山市平井町1411 - 2	
監事	豊	田	佳	昭	松山市平井町1623	
"	野	中		威	松山市平井町2879	
""""""""""""""""""""""""""""""""""""""	一日川柴石豊豊野竹三滝豊	一下崎田橋田田中本上野田	, 運保清哲 俊 宗久	一寿徳教春夫穣彦薫利夫昭	松山市平井町2180 松山市平井町1113 松山市平井町1121 松山市平井町1595 松山市平井町2480 松山市平井町1630 松山市平井町3046 松山市平井町3007 松山市平井町3007 松山市平井町1411 - 2 松山市平井町1623	

# ○愛媛県告示第1124号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、伊豫郡大谷池土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

- 1111 -

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	武	智		寛	伊予市宮下1805番地	
"	渡	邉	芳	春	伊予市上野1710番地	
"	小笠	京	通	夫	伊予市上三谷2235番地	
"	武	智		武	伊予市上三谷1415番地の1	
"	髙	橋	政	秀	伊予市下三谷1533番地	

"		日	野	逡	_	伊予市下三谷1623番地
"		髙	橋	恒	範	伊予市上吾川1555番地
"		Щ	田	了	明	伊予郡松前町南黒田676番地 1
"		町	田	矩	彦	伊予郡松前町大字横田164番地
監	<b>₽</b>	篠	﨑	恒	_	伊予市上野2111番地の1
"		曽	根	保	_	伊予市上三谷2646番地

# 退任

役員の種類	氏	氏 名		名	住 所	
理事	武	智		寛	伊予市宮下1805番地	
"	坪	内		登	伊予市上野1160番地	
"	小笠	空原	通	夫	伊予市上三谷2235番地	
"	水			壽	伊予市上三谷902番地	
"	髙	橋	政	秀	伊予市下三谷1533番地	
"	日	野	逡	_	伊予市下三谷1623番地	
"	神	市	勲	臣	伊予市上吾川1624番地	
"	金	子	忠	行	伊予郡松前町大字横田171番地	
"	山田了		了	明	伊予郡松前町南黒田676番地 1	
監事	水		武	夫	伊予市上三谷1090番地 1	
"	海	田	貞	行	伊予市宮下1923番地	

# ○愛媛県告示第1125号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市梅本地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏			名	住 所	
理事	森	貞	哲	美	松山市北梅本町3123	
"	宮	内	英	世	松山市北梅本町2642	
"	家	久	_	徳	松山市北梅本町2304	
"	森	貞	幹	夫	松山市北梅本町2335	
"	森	貞	敬	_	松山市北梅本町934	
"	重	松		博	松山市北梅本町3402	
"	森	貞	和	男	松山市北梅本町44	
"	宮	内	康	=	松山市北梅本町813 - 2	
"	松	本	範	良	松山市平井町3506	
"	宮	内	直	利	松山市南梅本町476	
"	家	久	英	雄	松山市南梅本町756	
"	渡	部	敏	彦	松山市南梅本町394	
"	津	Ш	満	洋	松山市南梅本町793	
"	渡	部	寛	_	松山市南梅本町926	
"	桑	原	英	信	松山市南梅本町863	
"	久	保	邦	雄	松山市南梅本町1133	
"	野	村	忠	政	松山市水泥町643	
"	岡	本	富:	上広	東温市西岡950 - 3	
監事	宮	内	賢	Ξ	松山市南梅本町630 - 2	
"	伊	藤		博	松山市北梅本町2032 - 2	

退 任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	森	貞	哲	美	松山市北梅本町3123	
"	宮	内	英	世	松山市北梅本町2642	
"	家	久	_	徳	松山市北梅本町2304	
"	森	貞	幹	夫	松山市北梅本町2335	
"	宮	内	恵	助	松山市北梅本町929 - 2	
"	重	松		博	松山市北梅本町3402	
"	森	貞	和	男	松山市北梅本町44	
"	宮	内	正	臣	松山市北梅本町754	
"	松	本	範	良	松山市平井町3506	
"	宮	内	直	利	松山市南梅本町476	
"	家	久	英	雄	松山市南梅本町756	
"	渡	部	敏	彦	松山市南梅本町394	
"	宮	内	正	義	松山市南梅本町787	
"	渡	部	寛	_	松山市南梅本町926	
"	桑	原	英	信	松山市南梅本町863	
"	久	保	邦	雄	松山市南梅本町1133	
"	野	村	忠	政	松山市水泥町643	
"	岡	本	富:	L広	温泉郡重信町西岡950 - 3	
監事	家	久	忠	正	松山市北梅本町2023	
"	宮	内	賢	Ξ	松山市南梅本町630	

# ○愛媛県告示第1126号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市西石井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

- 111. - C. 111 - - 111. - C. 111 - - 111. - - 111. - - 111. -

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名		名	住 所	
理事	_	色	_	郎	松山市西石井六丁目12 - 12
"	白	石	公	明	松山市西石井五丁目14 - 1
"	松	田	辰	美	松山市西石井五丁目10 - 28
"	西	畄	玉	雄	松山市西石井四丁目8-3
"	永	井	寛	幸	松山市西石井六丁目15 - 5
"	西	畄	洋	司	松山市西石井四丁目 8 29
"	西	畄	耕	_	松山市西石井二丁目 2 - 17
"	白	石		幸	松山市西石井五丁目14 - 31
監 事	八	束	敦	美	松山市西石井一丁目 2 - 27
"	白	石	勅	彦	松山市西石井五丁目 9 - 30

退任

役員の種類	氏	,	名		住	所
理事	関	谷	綱	_	松山市西石井六丁目8-35	
"	白	石	公	明	松山市西石井五丁目14 - 1	
"	松	田	辰 美		松山市西石井五丁目10 - 28	
"	西	畄	围	雄	松山市西石井四丁目8-3	
"	永	井	寛	幸	松山市西石井六丁目15 - 5	
"	西	岡	洋	司	松山市西石井四丁目8-29	
"	西	畄	耕	_	松山市西石井二丁目 2 - 17	

"	白	石		幸	松山市西石井五丁目14 - 31
監事	八	束	敦	美	松山市西石井一丁目 2 - 27
"	白	石	勅	彦	松山市西石井五丁目 9 - 30

#### ○愛媛県告示第1127号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市和気浜土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏		名		住 所		
理事	芳 野 英 治		治	松山市和気町一丁目197			
"	芳	野	勝	志	松山市和気町二丁目949		
"	芳	野	宏	史	松山市和気町一丁目120 - 1		
"	芳 野			速	松山市和気町二丁目1026 - 3		
"	芳 野			徹	松山市和気町一丁目219		
"	河	内	正	利	松山市和気町二丁目1033		
"	芳	野	龍	男	松山市和気町一丁目220		
"	小笠	京	壮	_	松山市和気町二丁目1014		
監事	岡本		常	紀	松山市和気町一丁目2-1		
"	芳 野		省	Ξ	松山市和気町一丁目199		
"	芳之	と内	_	磨	松山市和気町二丁目970		

退任

役員の種類	氏		名		住	所	
理事	芳	野	英	治	松山市和気町一丁目197		
"	芳	野	勝	志	松山市和気町二丁目949		
"	芳之	内	高	夫	松山市和気町一丁目198		
"	芳 野		宏	史	松山市和気町一丁目120 - 1		
"	芳	野		徹	松山市和気町一丁目219		
"	芳	野	速		松山市和気町二丁目1026 - 3		
"	芳之	内	重	信	松山市和気町二丁目1007		
"	河	内	正	利	松山市和気町二丁目1033		
監事	岡	本	常	紀	松山市和気町一丁目 2 - 1		
"	芳	野	省	Ξ	松山市和気町一丁目199		
"	芳	野		晴	松山市和気町二丁目949		

# ○愛媛県告示第1128号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西予市明浜町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

役員の種類	氏		名		住	所
理事	上	甲	榮	洋	西予市明浜町俵津	3 番耕地38番地
"	酒	井	宇	之吉	西予市明浜町俵津3	3 番耕地62番地

"	佐	藤	盛	義	西予市明浜町俵津 2 番耕地481番地
"	Ξ	浦	要	作	西予市明浜町俵津2番耕地552番地
"	佐	藤		勇	西予市明浜町俵津4番耕地342番地1
"	清	水	利	明	西予市明浜町渡江123番地 1
"	酒	井		茂	西予市明浜町渡江190番地
"	小	玉	岩	康	西予市明浜町狩浜1459番地 2
"	上	田	数	富	西予市明浜町狩浜 2 番耕地2075番地
"	亀	井	秀	男	西予市明浜町狩浜3番耕地195番地1
"	増	田	崇	泰	西予市明浜町高山甲1488番地
"	桐	Щ	壽	男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	松	本	繁	=	西予市明浜町高山甲1396番地
"	松	島	義	幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第4
"	魚	田	庄》	欠郎	西予市明浜町宮野浦甲1046番地
"	平	野	武	男	西予市明浜町田之浜甲516番地
"	中	Щ	源	綱	西予市明浜町田之浜甲786番地
監 事	坂	本	甚	松	西予市明浜町宮野浦甲334番地
"	斉	藤	達	文	西予市明浜町狩浜 3 番耕地1405番地
"	宇都	『宮		誠	西予市明浜町高山甲1453番地

役員の種類	氏			名	住 所
理事	酒	井	Œ	直	西予市明浜町俵津 1 番耕地289番地
"	佐	藤	盛	義	西予市明浜町俵津 2 番耕地481番地
"	Ξ	浦	要	作	西予市明浜町俵津 2 番耕地552番地
"	酒	井	宇之	古	西予市明浜町俵津3番耕地62番地
"	上	甲	榮	洋	西予市明浜町俵津3番耕地38番地
"	佐	藤		勇	西予市明浜町俵津4番耕地342番地1
"	崎	本	芳	和	西予市明浜町渡江226番地
"	佐	藤	正	巳	西予市明浜町狩浜 2 番耕地45番地
"	宇都宮		八	郎	西予市明浜町狩浜 2 番耕地16番地
"	亀	井	秀	男	西予市明浜町狩浜3番耕地195番地1
"	宇都	祁宮	誠		西予市明浜町高山甲1453番地
"	増	田	崇	泰	西予市明浜町高山甲1488番地
"	桐	Щ	壽	男	西予市明浜町高山甲3560番地
"	松	島	義	幸	西予市明浜町宮野浦甲1475番地第4
"	岩	井	Ξ	郎	西予市明浜町宮野浦甲334番地
"	平	野	武	男	西予市明浜町田之浜甲516番地
"	中	Щ	源	綱	西予市明浜町田之浜甲786番地
監事	坂	本	甚	松	西予市明浜町宮野浦甲334番地
"	西	村	助	廣	西予市明浜町渡江914番地 1
"	有	田		勇	西予市明浜町田之浜甲786番地

# ○愛媛県告示第1129号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、五十崎町国営開発土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	氏 名		住	所
理事	和日	田正	照	喜多郡内子町五十崎甲	月1345番地

"	佐	伯	忠	廣	喜多郡内子町五十崎甲275番地
"	栗	田	謙	_	喜多郡内子町五十崎甲1151番地
"	井	上	多喜	喜雄	喜多郡内子町五十崎乙626番地 4
"	山	田	博	文	喜多郡内子町福岡乙130番地
"	脇	坂		寛	喜多郡内子町重松甲23番地 3
"	宮	畄	満	幸	喜多郡内子町重松甲1665番地
"	大	成		悠	喜多郡内子町重松甲412番地
"	松	田		敏	喜多郡内子町福岡甲844番地
"	福	畄		健	喜多郡内子町重松甲1391番地
"	松	畄	義	久	喜多郡内子町重松甲590番地
"	松	本	英	敏	喜多郡内子町只海甲162番地
"	要		英	雄	喜多郡内子町只海甲1308番地
"	_	宮	義	博	喜多郡内子町只海甲707番地
"	Ξ	瀬	義	満	喜多郡内子町只海甲814番地第2
"	宮	岡	廣	行	喜多郡内子町平岡甲908番地
"	小	西	敬	雄	喜多郡内子町平岡甲1864番地
監事	徳	田	義	行	喜多郡内子町宿間甲694番地 1
"	大	松	儀	_	喜多郡内子町只海甲1298番地
	1				

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事	和	田	正	照	五十崎町大字古田甲1345都	香地
"	佐	伯	忠	廣	五十崎町大字古田甲275番	地
"	栗	田	庄	_	五十崎町大字古田甲1151都	昏地
"	#	上	多喜	喜雄	五十崎町大字古田乙626番	地 4
"	山	田	博	文	五十崎町大字福岡乙130番	地
"	脇	坂		寛	五十崎町大字重松甲23番均	<u>t</u> 3
"	宮	畄	満	幸	五十崎町大字重松甲1665都	香地
"	大	成		悠	五十崎町大字重松甲412番	地
"	松	田		敏	五十崎町大字福岡甲844番	地
"	褔	畄		健	五十崎町大字重松甲1391都	香地
"	力	石		忠	五十崎町大字宿間甲267番	地 1
"	久	保	長	久	五十崎町大字北表甲1564都	<b>季地</b> 1
"	要		英	雄	五十崎町大字只海甲1308都	<b>香地</b>
"	_	宮	義	博	五十崎町大字只海甲707番	地
"	Ξ	瀬	義	満	五十崎町大字只海甲814番	地第 2
"	宮	畄	廣	行	五十崎町大字平岡甲908番	地
"	小	西	敬	雄	五十崎町大字平岡甲1864都	香地
監 事	徳	田	義	行	五十崎町大字宿間甲694番	地 1
"	大	松	儀	_	五十崎町大字只海甲1298都	香地

# ○愛媛県告示第1130号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

役員の種類	氏	名	住	所
理事	橋本	誠士	八幡浜市真網代丙208番地	

役員の種類	氏	名	住	所
理事	末光	久 男	八幡浜市真網代丙710番地3	

#### ○愛媛県告示第1131号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住所	
理事	本 多	七雄	南宇和郡愛南町城辺甲563 - 1	

退任

役員の種類	氏	名	住 所
理事	山	下 英 雄 也 信 武	南宇和郡愛南町中浦1151 南宇和郡愛南町増田5385
"		日貴	南宇和郡愛南町城辺甲4109 - 2

#### ○愛媛県告示第1132号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、城辺町緑僧都土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の	)種類	氏			名	住	所
理	事	本	多	七	雄	南宇和郡愛南町城辺甲563 -	1

退任

役員の種類	氏			名	住	所
理事"	山菊面	下地田	英信	雄武貴	南宇和郡愛南町中浦1151 南宇和郡愛南町増田5385 南宇和郡愛南町城辺甲4109	- 2

# ○愛媛県告示第1133号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、城辺町城辺土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	本 多	七雄	南宇和郡愛南町城辺甲563 -	1

退任

役員の種類	Ą	氏			名	住	所
理 事 "		山菊面	下地田	英信	雄武貴	南宇和郡愛南町中浦1151 南宇和郡愛南町増田5385 南宇和郡愛南町城辺甲4109	· 2

#### ○愛媛県告示第1134号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市吉藤土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	野本	さとみ	松山市吉藤五丁目21 - 9	

#### ○愛媛県告示第1135号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、南予用水土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏	名	住	斩
理事	濵 名	長	北宇和郡吉田町大字奥浦甲279	94番地

# ○愛媛県告示第1136号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定 により、次のように保安林の指定をする。

平成17年 5 月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1(1) 保安林の所在場所

今治市宮窪町宮窪3576の10、3637の1、字ナクサ1724、字大谷2048の1、2049、2053の1、3154から3157まで、3161、3162、3164の1、3166、3173、3174の1、3179の1、3180から3182まで、3183の1、3197、7767、7768、字臼窪3570、3571の1、3576の1、3620から3630まで、3633から3635まで、3636の1、字長川3617から3619まで

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

- (3) 指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定 める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 保安林の所在場所

西宇和郡伊方町河内1019の2、1027、1033、1034、10 4

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

#### ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 河内1019の2・1027(以上2筆について次の図に 示す部分に限る。)
- (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定 める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林の所在場所

今治市宮窪町宮窪3576の10、3637の1、字ナクサ1724、字大谷2048の1、2049、2050、2053の1、3154から31 57まで、3161、3162、3164の1、3166、3173、3174の1、3179の1、3180から3182まで、3183の1、3197、7767、7768、字臼窪2052、3570、3571の1、3576の1、3620から3630まで、3633から3635まで、3636の1、字長川36 17から3619まで

- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定 める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに今治市役所及び伊方町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### ○愛媛県告示第1137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

3	道路の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地	の員	延長	II.	備	考
	IB '¥		公口店	<b>/</b> 白	今治市高橋字大縄田甲518番19から		旧		-ル 4~	9.6	キロメート 0.029	-ル		
,	県 道	今治丹原線	級	同市高橋字大縄田甲518番18まで		新	9 .	6 ~ 1	0 2	0 .029				

#### ○愛媛県告示第1138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道	路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	4	〉治丹原	線		今治市高橋字大縄田甲518番19から 同市高橋字大縄田甲518番18まで						平成17年 5 月24日

#### ○愛媛県告示第1139号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)附則第4条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる旧 過疎地域活性化特別措置法(平成2年法律第15号)第14条第1項の規定により、愛媛県において実施中の基幹道路の改築工事 を次のとおり完了する。 平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の管	理者	道路	の種類	路	線	名	I	事	X	間	工事の 種 類	完了年月日
西予	市	市	道	古	市土居	<b></b> 信線	西予市城川町		から		改築	平成17年 3 月28日

#### ○愛媛県告示第1140号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則(昭和39年愛媛県規則第42号)第5条第6項の規定により告示する。

平成17年5月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定		売	IJ	<u>ځ</u>	ば	き		人	变	更	事	 項	変更許可
番号	住		所			氏 名	又は	は名称	新			旧	年月日
双第 1号	松山市南城	屈端町 1	番地		株式会	会社伊	予銀	行	売りさばき所 伊予市双海町上灘甲 伊予銀行上灘支店	95712番地 4	売りさばき所 伊予郡双海町 4 伊予銀行上灘	大字上灘甲5712番地	平成17年 4月1日
伊第 15号	松山市南城	屈端町 1	Ⅰ番地		株式会	会社伊	予銀	行	売りさばき所 伊予市中山町中山王 伊予銀行中山支店	364番地の 1	売りさばき所 伊予郡中山町 の1 伊予銀行中山	大字中山丑364番地	平成17年 4月1日

#### 公営企業告示

#### ○愛媛県公営企業告示第5号

次のとおり落札者を決定した。 平成17年5月24日

愛媛県立中央病院長 藤 井 靖 久

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入札公告日
愛媛県立中央病院清掃業務 一式	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地		株式会社西村商事 愛媛県松山市三番町 一丁目11番地 3	87 822 000円	一般競争入札	平成17年 2 月17日
重油(JIS K2205 1種2号) 約700,000リットル	愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地	平成17年 3 月28日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町 二丁目9番12号	40 845円	一般競争入札	平成17年2月17日

#### ○愛媛県公営企業告示第6号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定により、病院の業務に係る公金の収納の事務を次のとおり委託した。

平成17年 5 月24日

愛媛県公営企業管理者 和 氣 政 次

- 1 委託した事務の範囲及び内容愛媛県立新居浜病院の料金の収納の事務(日直業務の範囲内のものに限る。)
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社アイ・エム・ビイ・センター 大阪市北区堂島二丁目2番2号
- 3 委託期間

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで

正 誤

#### ○正 誤

平成17年4月1日付け第1646号愛媛県告示第764号(特約業者の指定の取消し)中

ページ	箇	所	誤	正
387	告示番	号	愛媛県告示第 764 号	愛媛県告示第1098号